

令和5年度 事業報告書

社会福祉法人駒ヶ根市社会福祉協議会

事業概要

3年以上にわたって社会活動に大きな影響を与えてきた新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日に感染法上の位置付けが2類から5類に移行し、行政が様々な要請・関与をしてきた態勢から、個人の自主的な判断を尊重する態勢に変わりました。

様々な社会活動が再開される中、駒ヶ根市社会福祉協議会においても、「with コロナ」時代に対応するため、コロナ禍で中断、縮小していたふれあい広場や一人暮らし高齢者の集い、社会福祉大会などの各種事業を、基本的な感染症対策を講じながら試行錯誤して実施した一年でした。

コロナ禍で、令和2年3月から令和4年9月まで実施された緊急小口資金等の特例貸付を受けた後もなお生活に困窮している人に対しては、電話・訪問等のアウトリーチ、食糧支援等を通じて繋がりを切らさないようにして生活実態把握と自立支援のための相談支援を継続して行いました。

また、令和6年度から本格実施される市の重層的支援体制整備事業を見据え、令和4年度から受託したアウトリーチ事業に加え、令和5年度からは、生活支援体制整備事業の第1層生活支援コーディネーター業務を市から受託しました。市と各地区の地区社会福祉協議会、支え合い推進会議、第2層生活支援コーディネーター等との連携を強化して各地区に出向き、地域住民主体の支え合いの地域づくりを推進しました。

介護保険事業、障がい者支援事業においては、令和元年から続けている経営改善の取り組みを継続して実施し、効果を上げていますが、訪問介護等に従事する介護職員等の確保が困難になっており、介護人材確保は大きな課題となっています。

1 地域福祉の推進

地域共生社会の構築のため、令和5年度から第1層生活支援コーディネーター業務を市から受託し、市と各地区の地区社会福祉協議会や支え合い推進協議会との連携を強化して、地域に積極的に出向き、住民主体の支え合い推進体制の構築に取り組みました。

ふれあい広場は、実行委員会を開催して検討を行い、コロナ禍前の内容を見直し、原点に戻って参加者同士のふれあいに重点をおいた内容とし、会場をふれあいセンターに移して再開することができました。

ふれあいいきいきサロン事業等に協力していただく地域の方やボランティアの方の支援のため、地域支え合いサポーター養成講座を7月に3回実施し、10月にはサポーターフォロー

ーアップ講座を2回に分けて開催しました。令和5年11月にはサロン交流会も行いました。

2 相談・権利擁護・重層的支援体制整備事業

相談事業では、心配ごと相談（民生児童委員）、ふれあいよろず相談（社協）に加えて司法書士・弁護士などの専門家による相談事業にも協力をしました。

権利擁護の推進のひとつとして、令和3年6月から取り組んでいる成年後見事業の法人後見は、令和6年3月末で8人の成年後見・保佐を受任しています。

重層的支援体制整備事業のアウトリーチ事業を市から受託し、引きこもり等にならないために「困りごと」の時点で支援ができるよう体制づくりに努めました。

また、新型コロナウイルスに伴う生活福祉資金特例貸付を利用された方の内、市県民税非課税世帯の方に、上伊那市町村社協合同で休眠預金を活用した食料品や日用品支援を行い、生活実態把握と自立支援のための相談支援を実施しました。

3 介護保険事業

全体の収入の約7割を占める介護保険事業及び障がい者福祉サービス事業の経営基盤が安定することは、社協全体の経営が安定することにつながるため、令和元年から、毎月経営改善検討会を行い経営安定に努めています。介護保険事業全体では、経常増減差額100万円余を確保しましたが、訪問介護員とケアマネジャーの介護職の確保が困難な状況にあり課題となっています。

4 障がい者支援事業

就労支援事業では、利用者の工賃アップと通いたくなる事業所を目指して受注確保と商品開発に取り組みました。

伊南桜木園では地域の方にご協力をいただき、「うめ〜じゅうす」「にんじんとりんごのじゅうす」の商品を販売。たんぼぼの家では、印刷物の受注やカレー販売などで売り上げが増加し、両施設とも一人当たりの工賃アップにつながりました。

就労支援事業全体で、経常増減差額800万円余を確保しました。

グループホームは、空床マネジメントを適切に行い、安定的な経営に努めました。また、運営の透明性を高めるとともに、地域との良好な関係を築けるよう、地域住民の方との地域連携推進会議を開催しました。

指定特定計画相談支援事業では、相談支援体制強化のため職員を兼務から専任にして1年が経過し、相談件数も伸び安定した相談支援が行えるようになりました。